

石川県公報

令和3年1月14日(木曜日)

号 外

(第 1 号)

目 次

公 告
○県有財産売払入札公告

(管 財 課) 1

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年1月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、 加賀市山中温泉富士見町オ11番2	土地	宅地	179.58㎡	5,060,000円
2	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	4,950,000円
3	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	2,000,000円
4	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	土地	宅地	162.30㎡	448,000円
5	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	土地	宅地	162.02㎡	526,000円
6	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	土地	宅地	161.35㎡	435,000円

2 入札場所、入札期間及び開札日時

(1) 入札場所

ヤフー株式会社がインターネット上で次のアドレスで運用する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。

URL http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_ishikawa

(2) 入札期間

令和3年2月18日(木)午後1時から同月25日(木)午後1時まで

(3) 開札日時

入札期間終了後直ちに行う。

3 現地説明の実施

各物件について、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和3年1月14日(木)から同年2月16日(火)までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和3年1月15日(金)から同年2月17日(水)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先 石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
令和3年1月14日(木)から同年2月10日(水)まで
- (2) 交付場所
石川県ホームページ
URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/index.html>

6 入札参加申込みの方法

- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、令和3年1月14日(木)午後1時から同年2月3日(水)午後2時までの間に、あらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 本申込み
(1)により参加の仮申込手続を完了した後、令和3年2月10日(水)午後5時までに、所定の申込書に添付書類を添え、石川県総務部管財課資産活用室へ一般競争入札の参加を申し込むものとする。なお、郵送による申込みの場合は、簡易書留で、同日午後5時必着とする。
申込みに当たっては、県が定めた金額の入札保証金を納付しなければならない。

7 入札の方法

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は各物件につき1回に限り行うことができる。
- (2) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)の100分の10とする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申出により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属する。

9 その他

- (1) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書及び県ガイドラインに示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (2) 落札者の決定方法

最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約保証金

最低売却価格の100分の10以上とする。

(4) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

(5) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(6) その他の事項

詳細は、入札案内書及び県ガイドラインによる。

(7) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

